

岩手県監査委員告示第33号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第12号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月12日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 喜 多 正 敏
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立大槌病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年11月11日

イ 本監査実施日 平成27年1月6日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年3月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
未収金の分割納入の特約をするに当たり、履行延期承認等の手続を行っていないものが1件、543,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	未収金の分割納入の特約については、平成26年11月12日に履行延期承認の手続を行った。 今後は、財務規程に基づく医事業務マニュアル等に沿って適切な手続を行うことを再度確認し、複数人で必要手続を確認するなど徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立山田病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年11月11日

イ 本監査実施日 平成27年1月6日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年3月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、68,824円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給については、超過勤務手当は平成26年11月18日、特殊勤務手当は平成26年12月15日にそれぞれ返納処理を行った。 今後は、給与事務研修会等に職員を派遣する等給与規程の理解を深め、複数人で確認を行った上、基幹病院と連携し適正な事務の執行に努めることとした。
イ 医療器械の管理に当たり、固定資産台帳を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 医療器械の管理については、平成26年11月1日に固定資産台帳の登録を行った。 今後は、無償借受資産についても固定資産台帳に登録を行った上、適正な資産管理に努めることとした。